

令和6年度安全性優良事業所 山梨運輸支局長表彰について

山梨県適正化実施機関では、国土交通省の行う「安全性優良事業所地方運輸支局長表彰（Gマーク表彰）」の表彰基準に該当する事業所を取りまとめ、関東運輸局山梨運輸支局へ推薦することとします。該当される事業所で表彰を希望される事業所は、下記要領により、推薦期日までに、ご提出をお願いいたします。

1. 表彰の範囲（表彰要件）の概要

- (1) 安全性優良事業所の認定（Gマーク）を連続して10年以上認定されている事業所
- (2) 表彰の直前3年間において、山梨運輸支局管内で、事故報告規則第2条に規定する第一当事者または第一当事者と推定される事故を惹起していない事業所（山梨県内の他の事業所を含む）
- (3) 表彰の直前1年間において、山梨運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていない事業所（山梨県内の他の事業所を含む）
- (4) 交通事故防止に係る、定期的な運転者教育が行われている事業所
- (5) デジタル式運行記録計またはドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている車両の90パーセント以上に装着されている事業所であり、その効果を運転者教育等に反映させている事業所
- (6) 安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けたことにより、荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所、または、社内において定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して個別指導に活用している事業所

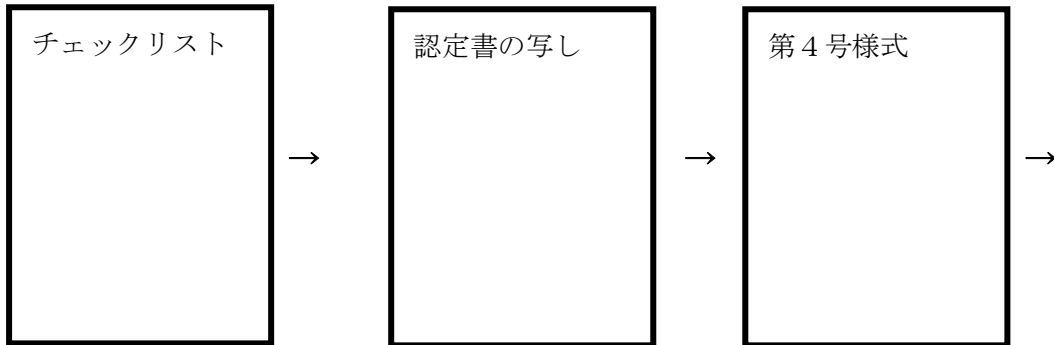
2. 提出期限

令和6年7月19日（金）

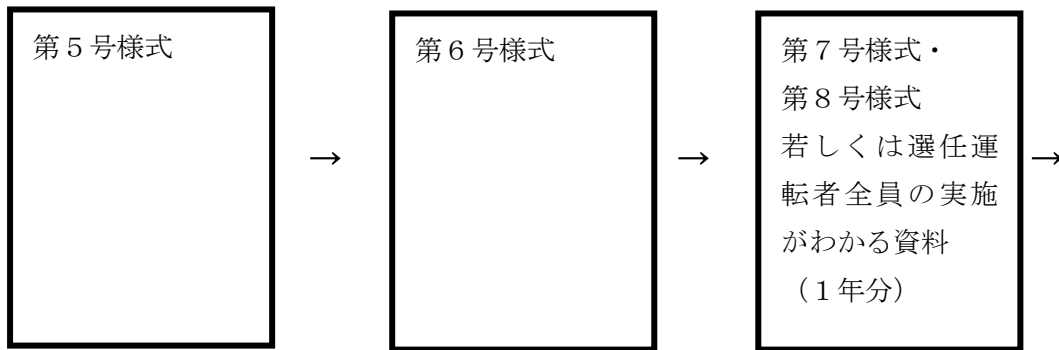
提出用資料の作成にあたっての注意

1. 資料はファイル等に綴じて提出してください。
2. 提出書類（綴じる順番）

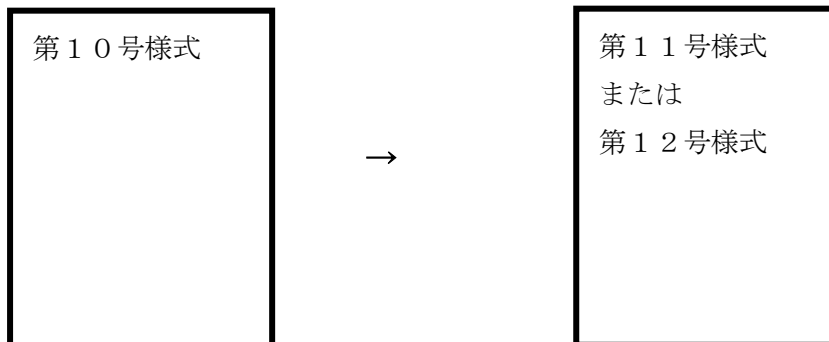
- ① 表彰に係るチェックリスト ② 認定書の写し ③ 無事故に関する
宣誓書



- ④ 教育に関する
説明書 ⑤ 教育年間計画表 ⑥ 教育台帳・教育記録簿
若しくは全員実施が
わかる資料



- ⑦ デジタコ・ドラレコ
90%装着に係る宣誓書 ⑧ 経営の安定化に係る宣誓書
若しくは運転記録取得の宣誓書



《その他の注意事項》

- ・提出書類は、すべてA4サイズに統一してください。
- ・提出書類は一切返却できませんので、必ず写し（コピー）を添付してください。
- ・宣誓書、説明書の日付については、提出日を記載してください。
- ・上記⑥第7・8号様式については、選任運転者全員に実施されていることがわかれば、どちらか一方の提出で差支えありません。
また、第8号様式を提出する場合には、選任運転者全員に実施されていることがわかる、令和5年度中の1年分の記録を提出してください。
- ・申請様式の各号様式について、当該事業所において使用しているものが、申請様式と同様の内容を含む場合は、その写しをもって、申請様式の書類とすることができます。
- ・申請書には、会社名及び代表者名（支店長、営業所長等でも可）を記入してください。
- ・提出書類は必ずファイルに綴じてバラバラにならないようにしてご提出下さい。
- ・提出資料は正1部・副2部をご提出下さい。